

岐阜市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との  
地域活性化に関する包括連携協定書

岐阜市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり地域活性化に関する包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、それぞれの資源を有効に活用した協働による活動を推進し、活力ある地域社会の形成・発展に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域・暮らしの安心・安全に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 産業振興・中小企業支援に関すること。
- (4) 観光振興に関すること。
- (5) モビリティ社会の発展に関すること。
- (6) その他、両者が合意した事項に関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙が合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、法令等に基づく場合を除き、相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は本協定の目的外に利用してはならない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ署名の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 岐阜県岐阜市今沢町18番地  
岐阜市  
岐阜市長

柴橋正道

乙 東京都渋谷区恵比寿1-28-1  
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
岐阜支店長

積山和広